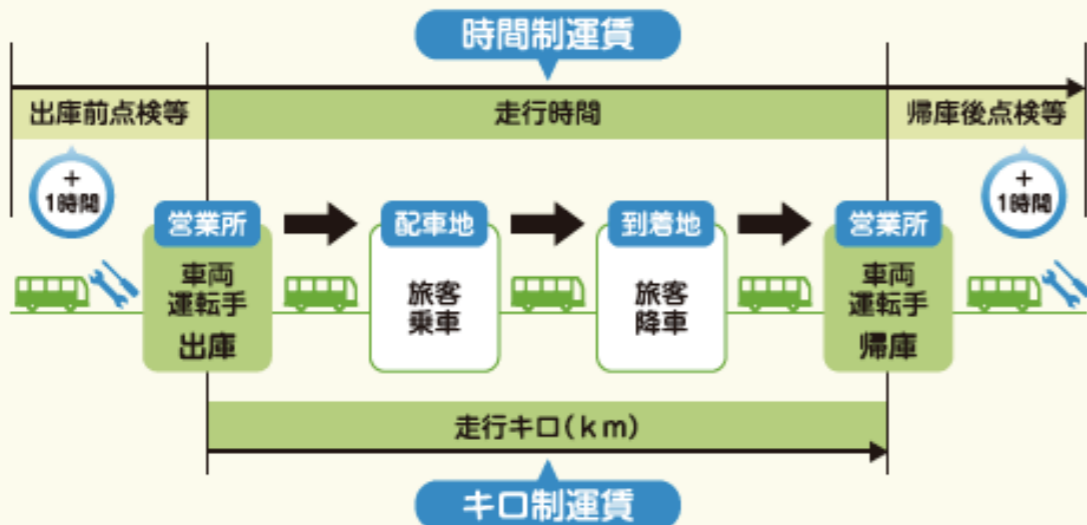


01 運賃

運賃は「時間制運賃」と「キロ制運賃」の合算です。

時間制運賃 + キロ制運賃 = 運賃



回送料金・航走路金は時間運賃の対象となります。

時間制運賃について

最低保障運賃(3時間)に、出庫前及び帰庫後の点検等の2時間を加え、1時間あたりの運賃額を乗じた額とする。

※2日以上にわたる運送で宿泊を伴う場合
宿泊場所到着後及び宿泊場所出発前の2時間を点検等の時間とし、加算。

※フェリーを利用した場合
フェリー乗船中も時間運賃とし、8時間を上限として加算。
(超える場合は休憩期間)

キロ制運賃について

走行キロ(出庫から帰庫までの距離をいい、回送距離を含む。)に1kmあたりの運賃額を乗じた額とする。

3時間以内の運行の場合(最低運賃)

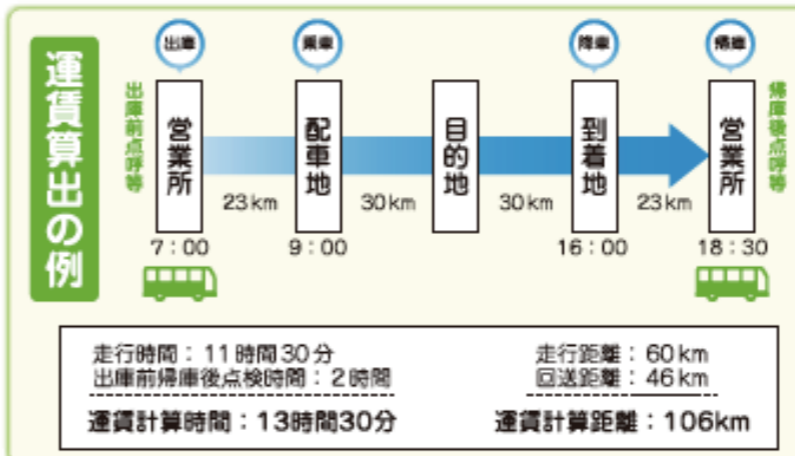
(3時間 + 2時間) × 時間単価 + キロ制運賃

平成26年4月からの公示運賃

運賃	車種	上限額		下限額	
		時間制運賃(1時間あたり)	キロ制運賃(1kmあたり)	時間制運賃(1時間あたり)	キロ制運賃(1kmあたり)
時間制運賃(1時間あたり)	大型車	7,460円	5,160円		
	中型車	6,290円	4,360円		
	小型車	5,410円	3,740円		
キロ制運賃(1kmあたり)	大型車	200円	140円		
	中型車	170円	120円		
	小型車	140円	100円		

(東北運輸局)

貸切バスにかかる金額は **運賃** + **料金** + **実費** により決定します。



大型車を利用・上限額で算出(税別)
時間制運賃 7,460円 × 14時間 ※1 +
キロ制運賃 200円 × 110km ※2 = **126,440円**

大型車を利用・下限額で算出(税別)
時間制運賃 5,160円 × 14時間 ※1 +
キロ制運賃 140円 × 110km ※2 = **87,640円**

上限額 126,440円と下限額 87,640円の
範囲内で運賃を決定します。

※1. 30分以上は1時間に切り上げ ※2. 10km未満は10kmに切り上げ

02 料金

料金には3つの種類があります。

料金は①「交替運転者配置料金」、②「深夜早朝運行料金」、③「特殊車両割増料金」の3つです。

新たな運賃料金制度の料金の取り扱いについて

料金の種類については届出の対象とし、額は各事業者で自由に設定できることとする。(交替運転者配置料金は額を公示)

① 交替運転者配置料金

交替運転者を配置する場合に適用される料金。
交替運転者配置料金の上限額及び下限額の範囲内で計算した額を適用。
(具体的には、時間あたりの運賃単価及びキロあたり運賃単価の人員費相当額。)

② 深夜早朝運行料金

深夜22時～翌朝5時の間に点検等の時間及び走行する時間が生じた際に適用される料金。新たな運賃制度における時間運賃は時間帯による差異を設けていないため、新制度においては時間運賃の割増分を料金として設定できる。

③ 特殊車両割増料金

事業者の創意工夫による新しい車両の導入を図るための料金。標準的な装備を超える特殊な設備を有する車両で、(特殊設備車両購入価格 ÷ 座席数) > (標準的車両購入価格 ÷ 座席数) とした時に70%以上高額の場合のみ適用。

料金		上限額	下限額
交替運転者配置料金	キロ制料金(1kmあたり)	20円	10円
	時間制料金(1時間あたり)	2,610円	1,810円
深夜早朝運行料金	時間制運賃及び交替運転者配置料金(時間制料金)の2割以内		
特殊車両割増料金	運賃の5割以内		

03 実費

運送以外の経費は「実費」となります。

旅客の求めにより運送以外の経費が発生した場合には、その実費を旅客の負担とする。

例: ガイド料・有料道路利用料・駐車料・乗務員宿泊料 など

旅行業者など運送申込者との契約の際に交付する「運送引受書」に料金や実費の内容を記載する欄があります。